

～定額減税しきれないと見込まれる方への給付金～ **定額減税補足給付金（調整給付）**

■定額減税補足給付金（調整給付）とは

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

■対象者

次の①、②いずれの条件も満たす方が対象となります。

- ① 令和6年1月1日現在、神崎町内に住所を有すること
 - ② 基準日（令和6年6月18日）時点の課税情報において、算出した定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回っていること
- ※前年の合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合2,000万円）を超える方は対象外

■手続方法・給付時期（予定）

対象者の方へ8月中旬以降に通知を送付する予定です。

なお、次の2つの区分に応じて、手続方法が異なりますのでご注意ください。

	お知らせ方式（プッシュ型方式）	確認書方式
対象者	マイナンバーカードの公金受取口座などを登録されている方	左記以外の方
手続き	<u>原則手続き不要</u> 。送付する「給付金のお知らせ（ハガキ）」に記載の期日までに辞退等の申出がなかった場合、ハガキに記載の登録口座に振込	送付する「確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、返信用封筒等で提出
給付時期	送付する「給付金のお知らせ（ハガキ）」に記載の支給日（発送日の2週間後程度）に口座振込	確認書受理後、審査の上、1か月以内を目安に口座振込

■給付金を装った詐欺にご注意ください！

給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いしたり、現金の振込を求めると、暗証番号を聞くこと等は絶対にありません。不審な電話や郵便物があった場合は、警察や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

■問合せ 町民課税務係 ☎ 2 1 1 2